

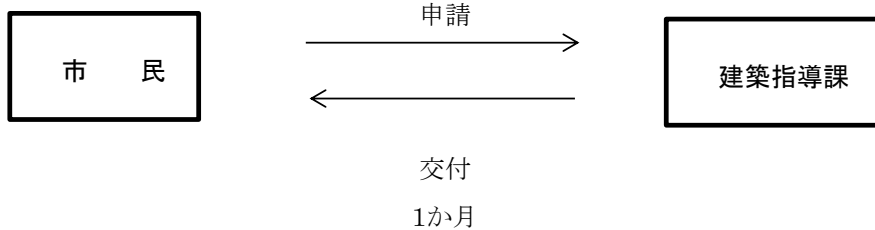
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 57

処 分 名	特殊建築物の建築等及び維持保全の計画の認定書の交付	
処 分 の 概 要	特殊建築物の建築等及び維持保全の計画の認定書を交付する。	
根 拠 法 令 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	
条 項	第17条第3項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月	
標 準 処 理 期 間	計	1か月
判 断 基 準	基準に適合すると認めるときに認定する	
<p>【根拠法令等】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定) 第17条第1項 建築主等は特定建築物の建築、修繕又は模様替をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 第3項 所管行政庁は第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。